



平成24年度 情報モラルに関する啓発リーフレット

「めざせ！ ネット安全ドライビング」

～決め手は「ハンドル」と「ブレーキ」～ (解説)

岐阜県教育委員会
教育研修課

【1 はじめに】

岐阜県の児童生徒の携帯電話所有率（スマートフォンを含む）は、小・中学生においては年々減少傾向にあるものの、高校生においては約98%となっています。児童生徒が今後生活をしていく上で、携帯電話をはじめとする情報機器を活用することは、必須のこととなっています。これらの情報機器を、ただ単にこれまでの「電話」や「手紙」の延長として活用する限りにおいては、大きなトラブルに出会うことはあまりありません。しかし、自分の考えや情報などを発信したり、他者と共同で何かを行ったりするなど、ネットワークをさらに活用しようする場合には、思わぬトラブルに出会う危険性が高まります。利用する児童生徒に「情報」についての正しい知識や考え方が身に付いていない場合は、さらに危険です。

このリーフレットは、近年、実際に起きているトラブルの事例をもとに、特に注意すべき事柄についてまとめています。児童生徒が無用なトラブルを回避するための知識を高め、インターネットを安全に利用し、よりよいコミュニケーション能力を身に付けるための資料として活用してください。

《1 指導対象》

小学校（中・高学年）～高等学校・特別支援学校

児童生徒が本リーフレットを読むことにより、注意すべきポイントがわかるようにしてあります。さらに教師が「解説」を活用して、これらの注意点が書かれてある背景や理由を説明したり、指導したりすることにより、児童生徒の理解を深め、より意識を高めることができます。是非、授業やSHR等での「情報モラル指導資料」として活用してください。

小学校（低学年）

家庭への啓発に重点をおき、保護者と一緒になってインターネット及びスマートフォン・携帯電話の使い方やルールについて話し合うことを想定しています。学校で配付する際には、子どもの実態に合わせて、簡単に説明を加えることが望ましいです。

《2 主な内容》

児童生徒の近年のトラブルの傾向・危険性から、「スマートフォン利用」「不正アクセス禁止法違反」「安易な情報発信・仲間同士のトラブル」の3項目に焦点を絞りました。

《3 ネットワーク社会と自動車社会》（タイトルと表面から）

スマートフォンや携帯電話は、機能の向上と共に大変便利なものとなり、私たちの生活に欠かせないものとなってきています。しかし、使い方を間違えると、「いじめ」や「犯罪」などのトラブルに出会うこともあります。一方、「自動車」もすでに生活の一部となり、無くてはならないものになっています。こちらも「飲酒運転」「スピード違反」「無謀運転」などのルール違反やマナー違反行為により、命に関わる事故も後を絶ちません。このように考えると「自動車社会」と「ネットワーク社会」にはいくつかの共通点があります。利用する人すべてが正しい技能とモラルを身に付けて、初めてその「よさ」を感じることができます。ネットワーク社会において、児童生徒が自分自身を適切にコントロールできる情報モラル（「ハンドル」と「ブレーキ」）を身に付けてほしいという願いを込めました。

【Ⅱ 項目ごとの解説】

【1 スマートフォンにおける注意点】



大人に限らず、児童生徒の間にもスマートフォンの利用が広がっています。今後は最初からスマートフォンを利用する場合も増えてくることが予想されます。スマートフォンは、ただ単に携帯電話の画面が見やすくなった物ではなく、「電話ができるパソコン」として、携帯電話とは別の物であると考えする必要があります。パソコンと同等以上の機能をもつことによって、携帯電話よりもできることが多くなる反面、携帯電話以上にトラブルに出会う危険性も高まります。スマートフォンの特性を児童生徒に伝え、安全に使えるように指導する必要があります。

(1) 危険なアプリケーションがあります

《位置情報を利用するアプリケーション》

スマートフォンには、自分の位置情報を利用する機能があります。「自分がいる場所の周辺の情報を得る」などに使われ、非常に便利な反面、居場所や通学している学校や自宅の場所が、他者に知られる危険性があります。例えば、何気なく撮影した写真のデータに位置情報が同時に記録され、その写真を公開したときに、本文等に学校や自宅の住所を書き込んでいなくても相手にわかってしまうことがあります。自分の居場所が流出すると「付きまとい行為」や「脅迫行為」などに悪用される危険性があります。場合によっては、位置情報に関わる機能をOFFにする必要があります。

《個人情報を送る・ウイルスに感染させるアプリケーション》

スマートフォンでは、撮影した写真やアドレス帳などの情報をインターネット上に簡単に保存することができ、自分が活用したり、仲間と共有したりできます（クラウドサービス等）。自分が「他人に公開したい」という意図がないのに、設定によっては個人情報などが自動で外部に送付されたり、公開されたりしてしまうことがあります。また、利用者が知らないうちに、アドレス帳のデータを外部に送信する悪意をもった危険なアプリケーションもあります。また、パソコンと同じようにウイルスに感染することもあり、ウイルス対策ソフトの導入を薦めます。

アプリケーションをインストールする前に、そのアプリケーションの「機能や特徴」「すでに使用しているユーザーの評判」「提供者」などの信頼性に関する情報を自ら入手し、怪しいアプリケーションではないかをよく検討する必要があります。無料だからといって、むやみにインストールしないようにすることが大切です。

(2) スマートフォンは、パソコンと同じサイトを閲覧することができます

《接続方法によって機能しないフィルタリング（有害サイト閲覧制限）》

携帯電話の場合には、携帯電話会社の回線（3G）で通信を行っており、そこでフィルタリングが



設定されています。スマートフォンは、それに加えて、自宅や公共施設などから携帯電話会社の回線を通らずに通信（Wi-Fi等）を行うことができます。そのために、通信の方法によっては、フィルタリングを設定していても機能しない場合があります。その場合は、有害情報を含むインターネット上のあらゆるサイトを児童生徒が閲覧することが可能になってしまいます。

【2 不正アクセス禁止法違反】



インターネット上で知り合い、親しくなった人に、自分のゲームやSNSのIDやパスワードを教えたところ、アイテムやポイントなどを奪われた上、パスワードが変更されて利用できなくされてしまうなどの事件が発生しています。

また、児童生徒がアイテムやポイント欲しさに、他人のIDやパスワードを聞き出し、同様の行為をしてしまい、「不正アクセス禁止法違反」に問われ、書類送検される事件も発生しています。軽い気持ちで行った行為であっても、大変重い罪に問われます。日頃から、自他のIDやパスワードを大切にすることを指導が必要です。

情報モラル教育の一つの柱として「情報セキュリティ」に関する指導があります。「情報社会における危険を予測し、被害を予防するとともに、安全に活用すること」が具体的な目標です。「IDやパスワードの大切さ」を扱う際には、①自分のIDやパスワードを安易に他人に知らせないこと、②他人のIDやパスワードを無断で使用しないこと、の両面の指導が必要です。

（1）自分のIDやパスワードを守る努力が必要です

《子どもの欲求を利用した誘い》

「IDとパスワードを教えてくれたら、あなたのポイントを増やしてあげる」などともち掛けられて、安易に他人を信用して教えてしまうことがあります。「ポイントを増やす」の他にも「レベルをあげる」「アイテムをあげる」などの誘いがあります。児童生徒は、次のような理由により、それらの甘い誘いに乗ってしまいます。

- ①「無料」でゲームを進めたい。（「有料」のアイテムをただで手に入れたい。）
- ②人より優位にゲームを進めたい。（よいアイテムを使って、大会や対戦でよい結果を出したい。）
- ③時間を短縮したい。（アイテムをレベルアップするにはたくさんの時間がかかってしまう。）
- ④レアな（希少価値のある）アイテムをコレクションしたい。（仲間に自慢できる。）

ネットで出会ったばかりの人には児童生徒も警戒をしますが、やりとりを重ねたり、相談にのってもらったりするうちに、次第に「親近感」や「安心感」を抱き、大切な個人情報を教えてしまいます。悪意のある人は、最初から騙す目的で児童生徒に優しく接近する場合もあり、このような手口に安易にひっかからないように、正しい知識と判断力を身に付ける必要があります。たとえ親しくなっても、「IDやパスワードは絶対に他人に教えない」という情報社会の基礎を指導します。

（2）「なりすまし」による不正アクセスは犯罪であることを理解する

《罪意識なく犯してしまう重い罪》

児童生徒が被害者になるばかりでなく、他人を騙して加害者となる事件も発生しています。この行為は、青少年であっても書類送検や補導をとまなう大変重い罪（不正アクセス禁止法違反）となります。加害者となった児童生徒は、ネット上での行為のため、罪意識があまりないまま罪を犯してしまいがちです。IDやパスワードは、「家の鍵」と同じです。たとえ、他人の家の鍵を手に入れたとしても、勝手に侵入したり、家の中の物を持ち出したりすることは許されません。このような例を用いて、児童生徒にネット上では麻痺してしまいがちな「リアル感」を取り戻させるとともに、「法の遵守」について正しく理解できるよう指導します。

【不正アクセス行為の禁止等に関わる法律】

第二条

4 前項に規定する不正アクセス行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 アクセス制限機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて、当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

（一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）

【3 安易な情報発信・仲間同士のトラブル】



「ネットの向こうには誰がいるかわからないから注意しましょう。」情報モラル教育において、児童生徒に指導すべき内容の一つです。しかし、県の調査によると、確かに見知らぬ人とのトラブルもみられますが、中学生以上になると、その割合より「親しい仲間同士でネットを利用して」に、いやな思いをした経験がある」と回答する方が多くなります。

「相手の顔が見えない」、「声のトーンが伝わらない」というネットの特性を熟知していないと、自分の情報をさらけ出してしまったり、思いもよらず相手の心を傷つけてしまったりすることがあります。

(1) 個人情報漏洩は、もとを正せば「自分から・・・」であることが多い

《不特定多数が閲覧するネットでの情報発信》

ネット上に自分の意見や気持ちを書き込んで情報発信することは、「満足感」を得られる行動の一つとされています。自分のコメントや発信に対して、何らかのリアクションがあると、とてもうれしい気持ちになるものです。児童生徒の多くは、自分のコメントを「同じ年頃の人」「自分に共感してくれる人」ばかりが閲覧してくれるものと勝手に思いがちです。しかし実際には、それらの情報を犯罪行為やいやがらせなどのために利用しようとして閲覧している場合があります。

《書き込み内容から類推される個人情報》

名前や住所、メールアドレスなどの個人情報をブログやプロフなどのネット上に書き込むことは危険です。また、それらの情報を直接書き込まなくても、次のような情報を組み合わせると「住んでいる地域」や「学校名」などが類推され、場合によっては「本人」が特定されることがあります。

よく行く店 部活動の出来事 学校行事 交通機関 写真 友だちの書き込み内容 など

これらの情報を詳細に書いたり、長い期間、あらゆる話題の情報発信を行ったりすると、個人情報が類推される可能性が高くなります。また、思いついたことをよく検討しないままに、すぐに書き込むことによって、その結果、相手を傷つけたり、自分自身がネット上で強く非難されてしまったりする場合があります。

(2) 仲間同士だけのコミュニケーションでもネットトラブルは発生します

《仲よし同士でのネットトラブル》

第三者から見られないようにした状態で、仲よしグループだけで会話（連絡）やゲームなどのコミュニケーションを行う場合が増えていています。気心が知れた友だちだからといって、気軽に書き込んだ言葉が原因となり、人間関係のトラブルに発展することがあります。これらのトラブルは、「表情が伝わらない活字での伝達」など、ネットの特性の理解が不十分であることが要因の一つとして考えられます。トラブルが発生した場合、「ブロック」や「拒否」などの機能によって、これまで交流していた仲間から外されたり、仲間同士の閉ざされた状況での発言内容が、第三者が閲覧できる他の場所に公開されたりして新たなトラブルに発展する場合があります。ネット上での仲間外れは、受ける精神的なダメージが大きく、トラブルが深刻化または長期化する傾向があります。

これらのトラブルは、保護者や教師の目が届かない環境で起きていることが多いので、容易には発見できず、大人の対応が後手に回りがちです。トラブルが起きる前に、児童生徒が「情報モラル」を身に付けられるよう日頃から指導を積み重ねていく必要があります。

【Ⅲ 終わりに】

教師より児童生徒の方がネットの操作やサービスに詳しい状況はめずらしくありません。しかし、児童生徒が詳しい「知識」があっても、ネット社会を正しく安全に生きるための「知恵」は不十分です。本リーフレットを活用して、少しでも児童生徒が「知恵」を身に付けられることを願います。